

児童福祉施設等における業務継続計画

クラブ名	三芳児童クラブ	管理者名	西条市教育委員会事務局 学校政策課長
所在地	西条市三芳９９７ 西条市東予北地域交流センター内	電話番号	0898-66-0223
作成日	令和７年３月	改正日	

I 総則	1
1 想定するリスク	1
2 策定の目的	1
3 本計画の位置づけ	1
4 本計画の目標	1
5 本BCPの主管部門	2
II 事前対策	2
1 感染症・自然災害共通事項	2
（1）地域との連携の推進	2
（2）防災組織の体制構築	3
（3）指導員の安否確認	4
（4）人員確保	4
（5）保護者との連携	4
（6）関係各所との連携・情報収集	4
（7）入退室管理	6
2 感染症に係る事前の対策	6
（1）優先的に実施する業務	6
（2）備品の確保	6
（3）感染者発生時等のためのゾーニングの検討	6
（4）指導員の体調管理	6
（5）児童クラブ利用者の体調管理、入退室管理	6
3 自然災害の事前対策	6
（1）非常時に優先的に実施する業務	6
（2）児童クラブのリスク	8
①立地条件	8
②避難場所、避難経路	8
③避難誘導	8
④ライフラインの対応策	8
⑤備蓄品	8
⑥非常用の持ち出し品・重要書類	9
III BCP発動時の対策	9
1 感染症にBCP発動時の対策	9

(1) 感染症発生時の事前対策	9
(2) 感染が疑われる症状がある者の発生時	9
(3) 感染の可能性が高い者の発生時	9
(4) 感染者発生時	10
(5) 通常業務の再開	10
(6) 不足する指導員の支援対策の実施	10
(7) 人的応援と受け入れ	10
2 自然災害発生時の対応	11
(1) 地震	11
①発災時の時間経過別の対応	11
②災害時の地域ニーズへの対応	12
(2) 風水害	12
①事前の対策	12
②発災時の時間経過別の対応	13
③災害時の地域ニーズへの対応	14
IV B C P の検証	15
1 B C P の検証	15

I 総則

1 想定するリスク

○感染症

感染症の拡大による指導員の不足

○自然災害（地震）

建物等施設の破損

避難経路の遮断

ライフラインの制限

○自然災害（風水害）

加茂川・渦井川・中山川の増水、氾濫

ライフラインの制限

○雷・竜巻

停電に備える

2 策定の目的

指導員や保護者、地域の人とともに児童の安全を確保し業務を継続する体制を整える。

3 本計画の位置づけ

災害時等の非常時に業務を継続するために必要な業務を明確化し、必要な業務について非常時（ライフラインが制限される状況や指導員が少ない状況）に業務継続できるようにするための事前の必要な準備を行うもの。

4 本計画の目標

以下の４点を実行することで指導員や保護者とともに児童の安全を確保し業務を継続する体制を整える。

- ① 利用児童の安全の確保・保護者の安全の確保
- ② 児童の保育・養護を実施する指導員の安全の確保
- ③ 児童クラブ機能の維持
- ④ 早期復旧・再開

また、災害発生時において、利用児童の生命、身体を保護し、被害を最小限にとどめるため、災害時に適切な対応ができるよう、平時から指導員一人ひとりの災害対応能力の強化に努める。

・指導員一人ひとりが、災害時に情報を収集して被害を予見し、その上での適切な判断ができるよう、平時から何をすべきかを認識する。

・いつ発災しても適切な対応が取れるよう、各児童クラブにおいて定期的に訓練を実施するとともに、訓練結果を検証のうえ、マニュアルやチェックリストを継続的に見直す。

5 本ＢＣＰの主管部門

西条市教育委員会事務局 学校政策課

Ⅱ 事前対策

このⅡでいう「事前対策」は、感染症の拡大時や災害の発生に先立って平時より実施すべき対策となる。

1 感染症・自然災害共通事項

(１) 地域との連携の推進

災害時に備え、自治会、防災市民組織などとの協力体制づくりを行うことが重要。
小学校との連携。
公民館、児童館との連携。

(2) 防災組織の体制構築

組織	役割	担当者／部署名	担当者不在時
対策本部本部長	全体を総括する	西条市教育委員会 事務局学校政策課 長	西条市教育委員会 事務局学校政策課 副課長
対策本部副本部長	事業全般に関する指揮関係機 関への協力要請	西条市教育委員会 事務局学校政策課 副課長	西条市教育委員会 事務局学校政策課 係長
連絡調整係	各児童クラブや関係各所との 連絡調整	学校政策課 児童クラブ主任	学校政策課 児童クラブ指導員
情報収集係	感染症発生・被災状況等に関 する情報収集を担当する		
設備係	設備の状況確認 児童クラブの被災状況の把握 備蓄品の確認・補充・分配		
指導員管理係	指導員の安否確認・健康状態 の確認 指導員の参集状況の把握指導 員のローテーション管理 ボランティア対応		
消火係	初期消火の実施		
避難誘導係	利用児童や指導員等の避難誘 導		
利用児童担当	利用児童の安全確保 利用児童の生活の維持		
救護担当	利用児童の健康状態把握 感染予防 負傷者の処置		

(3) 指導員の安否確認

開所時間中は、学校政策課が児童クラブに連絡し、安否確認を速やかに実施する。
繋がらない場合は、学校政策課が主任指導員携帯へ安否確認を速やかに実施する。

(4) 人員確保

○地震
学校政策課の指示に従う。
○風水害
学校政策課の指示に従う。
○感染症
学校政策課の指示に従う。

(5) 保護者との連携

児童台帳の緊急連絡先を把握し、非常時に保護者と連絡が取れるようにする。

(6) 関係各所との連携・情報収集

連絡先	電話番号	その他
西条市教育委員会事務局 学校政策課	0897-52-1728	FAX 0897-52-1210
西条市役所	0897-56-5151	夜間・休日
三芳小学校	0898-66-5227	
消防署	東 0897-55-0119 西 0898-68-0119	
警察署	東 0897-56-0110 西 0898-64-0110	
三芳公民館	0898-66-0504	
西条市東予北地域交流センター	0898-66-4185	

(7) 入退室管理

出席簿で出席児童の確認をする。

来所時に連絡ノートを受け取り、帰宅時に保護者に渡すことで出席簿とダブルチェックをする。

2 感染症に係る事前の対策

(1) 優先的に実施する業務

学校政策課の指示に従う。

(2) 備品の確保

消毒液

手袋

マスク

感染症対策に必要な物品を適当数備蓄する。

(3) 感染者発生時等のためのゾーニングの検討

体調不良の児童が発生した時、他の児童と接触しないよう別部屋等で休ませ、保護者へ連絡し迎えに来てもらう。

(4) 指導員の体調管理

体調が優れない場合は出勤しない。

感染した指導員の出勤停止日数などは、会計年度任用指導員の休暇制度に準ずる。

(5) クラブ利用者の体調管理、入退室管理

児童の体調に気を配るとともに、児童の体調が優れない場合は利用を控えてもらうよう保護者に協力を依頼する。

3 自然災害の事前対策

(1) 非常時に優先的に実施する業務

利用児童と指導員の安全確保

保護者への連絡、引き渡し

情報収集、共有、関係機関との連絡調整

通常業務の優先度及び継続する業務の実施レベル等の判断に当たっては、次の(1)～(5)の視点を考慮する。

(1) 休止等による社会的影響の有無

ア 市民の生命・安全の保持に支障があるか。

イ 市民に対し、甘受できない不利益・不公平が発生するか。

ウ 財産の保全、社会機能等の最低限の継続に支障があるか。

(2) 市の他の業務への影響の有無

休止・中断により、市役所機能や対策本部等の業務に支障があるか。

(3) 法令上の処理期限等の有無

法令上の処理期限や業務の実施サイクルの義務付け等があるか。

(4) 通常の業務実施体制の継続の要否

業務の性格上、発生前とほぼ同様の体制を維持する必要があるか。

※ 各種監視業務や公共児童クラブの維持管理、危機管理対応など、新型インフルエンザ発生前とほぼ同様の勤務体制（場合によっては 24 時間勤務等）が必要な業務か、許認可事務や支払事務のように、時差出勤や交代制勤務など業務の実施方法の変更が可能な業務か等の視点も考慮する。

(5) その他

ア 流行期間（2 ヶ月程度）業務を休止しても、その後の対応が可能か。

イ 感染拡大防止の観点から、積極的な休止等が望ましい業務であるか。

（２）児童クラブのリスク

①立地条件

東予北地域交流センターの２階研修室で実施。

②避難場所、避難経路

交流センター長の指示で、交流センター駐車場に避難する。

③避難誘導

定期的に避難訓練を実施する。

④ライフラインの対応策

停電時の対応：懐中電灯を準備する。

断水時の対応：水を備蓄する。

⑤ 備蓄品

医薬品：絆創膏、湿布、体温計、マスク、手袋、はさみ、ティッシュ

非常持ち出し袋を準備する。

⑥ 非常用の持ち出し品・重要書類

児童台帳

出席簿（当日分）

指導員の携帯電話

筆記用具

Ⅲ B C P 発動時の対策

1 感染症に B C P 発動時の対策

(1) 感染症発生時の事前対策

○国内発生早期（国内で感染者が確認されたが愛媛県内では発生していない状況）
情報収集を行いつつ、地域で発生することも視野に BCP の見直しや備品の補充などの備え行動を開始する。

○国内感染期（愛媛県内で感染者が発生）

感染予防行為を実施し、マスクや手洗い、アルコール消毒の実施と共に、来館者の管理を行い、疫学調査に対応できるようにする。

○地域感染期（一部で感染者の接触歴が疫学調査で追えず、市中感染が想定される状況／地域で感染者が発生し増加している状況）

外部からの立ち入り区画を制限したり、行事等を延期したりして、感染拡大防止の措置をとる。

(2) 感染が疑われる症状がある者の発生時

指導員については、職員厚生課の通知に準ずる。

利用児童については、他の児童と接触しないよう別室で休ませる。吐しゃ物などがある場合は清掃・消毒を行う。

(3) 感染の可能性が高い者の発生時

指導員については、職員厚生課の通知に準ずる。

利用児童については、他の児童と接触しないよう別室で休ませる。吐しゃ物などがある場合は清掃・消毒を行う。

(4) 感染者発生時

指導員や利用児童に感染者が発生した場合は、初動対応として、学校政策課への報告、児童クラブ内の情報共有を行う。

感染者となった指導員や児童と接触した者を特定し、当該感染者の行動を把握するための調査に協力するとともに体調の変化に注意する。また、当該指導員や児童が利用したスペースを特定し、スペースやおもちゃなどの消毒・清掃を行う。消毒が終了するまではそのスペースは立ち入り禁止とする。

（５）通常業務の再開

指導員や利用児童の感染者や感染の可能性が高い者等が減少した場合、少しずつ通常業務へ戻す。

地域の状況を含めて通常業務が一定期間継続できるか検討し、可能な場合には BCP に基づいた業務継続のための対策を終了する。

（６）不足する指導員の支援対策の実施

指導員の感染等により指導員が不足した場合、学校政策課へ連絡する。学校政策課は、他児童クラブへ要請し、不足している児童クラブへ応援指導員を派遣する。

（７）人的応援と受け入れ

感染症の拡大時は、児童クラブ内よりも外部から感染症が持ち込まれることによって児童クラブで感染が広がる可能性があるため、指導員の不足状況と外部からの感染のリスクを考慮して、人的応援を受け入れるか判断する。

2 自然災害発生時の対応

（１）地震

①発災時の時間経過別の対応

① 災害発生時

- ・ 業務を通常通り継続できるという判断ができる場合は、通常業務を継続する。
（必要な場合は後片付けを実施）
- ・ 学校政策課が臨時休業の判断をした場合は閉所の準備、保護者への連絡等を行う。

② 発災直後

- ・ 児童の安否確認・声掛けを行い、児童の不安解消に努める。
- ・ 負傷者の救護・応急処置。必要な場合は医療機関へ連絡し搬送する。
- ・ 初期消火

③ 発災～半日程度

- ・ 通信手段の確保
- ・ 行政や関係各所への連絡
- ・ 指導員の安否確認

- ・ 利用児童の安否確認の集約
- ・ 児童クラブ建物・設備の安全確認
児童クラブ内の危険箇所を特定し、その箇所には立ち入らないようにする。被害がない箇所で、安全を確保できる場所を安全ゾーンとして、児童クラブ内の避難・待機場所とする。
- ・ 業務を通常通り実施できるかの判断（学校政策課が実施）
- ・ 避難の必要性の検討（避難時は通電火災防止のためブレーカーを切る）

④ 発災当日

- ・ 保護者への連絡
可能な人から保護者への引き渡しを順次開始
- ・ 安否確認の継続
- ・ 優先する業務の実施（トイレ対策、防寒・避暑対策）
- ・ 情報収集

⑤ 発災後 2 ～ 3 日

- ・ 安否確認の継続
- ・ 優先する業務の実施（トイレ対策、防寒・避暑対策）
- ・ ライフラインの対策
- ・ 利用児童の保護者や行政等への連絡
- ・ 児童クラブ建物・設備の被害箇所の確認と記録
- ・ 指導員の健康管理・不足指導員の人的支援（指導員のローテーション等による指導員のケアを実施）
- ・ 人的支援・物的支援の対応

⑥ 発災後 2 ～ 3 日以降

- ・ 被災現場の片づけや被災事業資産リストの作成
- ・ 児童クラブ建物・設備の点検・学校政策課への報告・修理
- ・ 業務再開の準備
- ・ ライフラインの点検・復旧手配
- ・ 人的支援・物的支援の受け入れ対応と地域ニーズの対応
- ・ OA 機器・備品等の買い替え・買い足し

②災害時の地域ニーズへの対応

児童クラブが利用できる場合、地域の救援活動を行うことが求められるが、優先順位は以下となる。

第一：利用児童の安全確保

第二：地域の被災者への救援活動

第三：西条市の防災対策本部、警察、消防などからの支援要請への協力

地域の方が困って来訪した場合、受け入れについては学校政策課へ相談すること。

（２）風水害

①事前の対策

事前に気象情報などから情報を入手し、災害発生の可能性があるかを検討する。災害発生のある場合は、避難の必要性を検討する。風水害については、時間の経過とともに風雨が強くなり避難のリスクが高まることから、早めの避難が重要となる。

②発災時の時間経過別の対応

① 注意報発令

気象情報に注意し、児童クラブ周辺の状況からリスクを検討する。児童クラブが被災する可能性がある判断した場合、業務継続のための対策を開始する。

○開所中

風雨が強くなった場合や大雨警報が発令された場合には、保護者に連絡しお迎えを依頼する。

児童と保護者、指導員の安全確保を第一に行動し、必要な場合は児童クラブ内の安全ゾーンへ誘導する。

○開所前

災害発生のある場合、事前に閉所することも検討する。

台風や大雨によって安全を優先し、事業を一時停止する場合、できるだけ早く利用児童や保護者等に情報を伝えることが重要である。

② 警報発令

警報が発令され、児童クラブが被災する可能性がある判断した場合、事業継続のための対策を開始する。

建物内に利用児童・指導員がいる場合、災害が想定されている区域であれば避難の判断を行い、必要に応じて避難行動を実施する。

③ 警戒情報発令

西条市からの避難指示の発令に留意する。避難する際は周辺の状況を十分確認し、身の安全を図ること。外に出ることが危険な場合は、建物内の安全ゾーンへ移動する。

④ 特別警報発令

何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況であるため、身の安全を確保するようにする。外に出ることが危険な場合は、建物内の安全ゾーンへ移動する。

⑤ 避難後

○避難先での対応

児童クラブの被災状況を確認し、必要であれば復旧作業を行ったうえで、安全が確保された場合は、児童を児童クラブへ誘導する。この場合も、児童クラブまでの経路に危険がないかを確認して、安全な経路で児童クラブへ戻れるようにする。

引き続き避難が必要な場合は、避難先での業務の継続について検討する。

○保護者への連絡

利用児童の状況や、避難場所（避難している場合）を保護者へ共有する。

⑥ 業務再開

台風や大雨が収まり、児童クラブの安全が確保されたら、通常業務を再開する。避難していた場合は、児童クラブの復旧作業後・安全確保が確認されたら、可能な業務から再開する。

通常業務に戻ったら、業務継続のための対策を終了する。

③災害時の地域ニーズへの対応

児童クラブが利用できる場合、地域の救援活動を行うことが求められるが、優先順位は以下となる。

第一：利用児童の安全確保

第二：地域の被災者への救援活動

第三：西条市の防災対策本部、警察、消防などからの支援要請への協力

地域の方が困って来訪した場合、受け入れについては学校政策課へ相談すること。

Ⅳ B C Pの検証

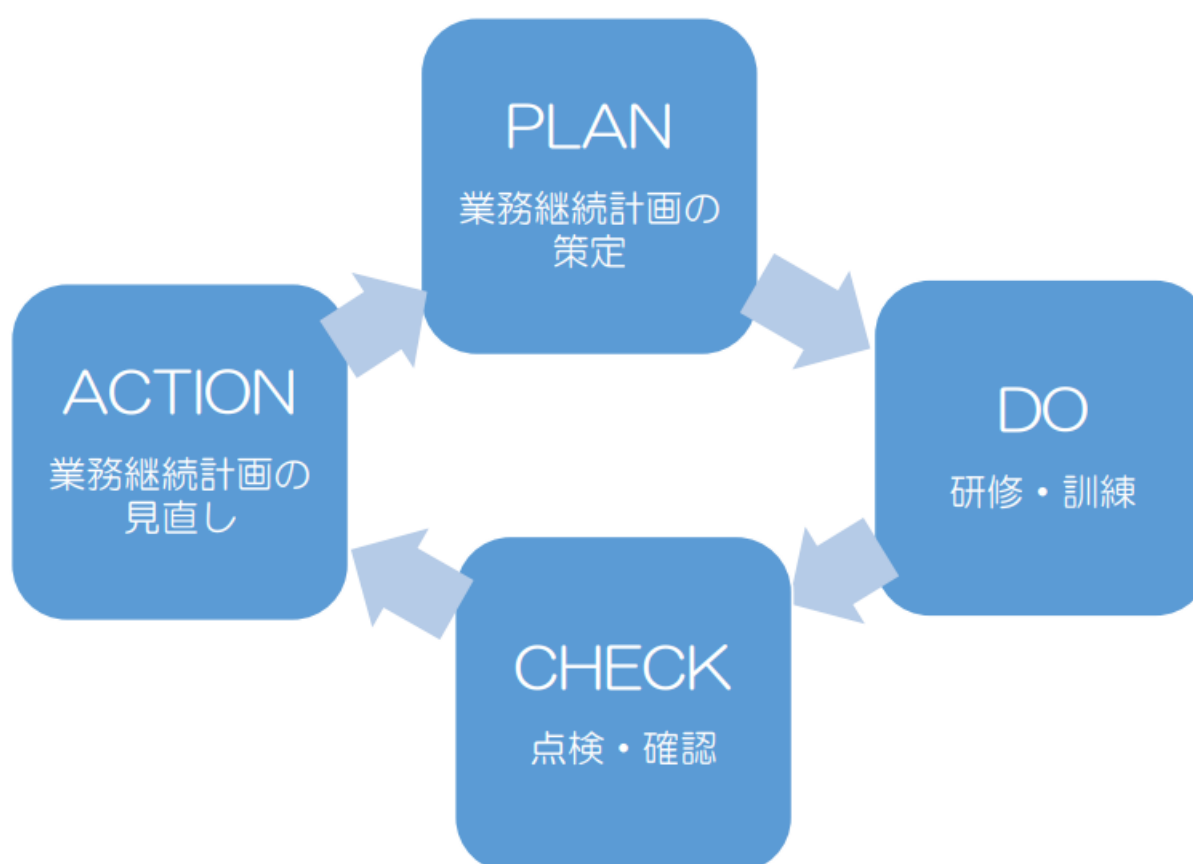
1 B C Pの検証

大規模な危機の発生時に、速やかに業務継続体制に移行し、重要業務を実施するためには、各指導員がそれぞれ、大規模な危機の発生時の対応を意識し、平時の業務を実施する中で、準備を進めておくことが重要である。

このため、指導員に対する教育・普及啓発を行うとともに、指導員自らも情報収し、必要な対策を講じる。また、大規模な危機の発生に備えた訓練、緊急時持ち出し資料の検討とその準備を実施し、業務継続計画やマニュアル、その対応方法等の実効性を確認する。

具体的には、策定したB C Pに基づき計画した事項の実施や備品を購入し、指導員や児童へ避難計画を周知し、訓練を計画する。訓練実施後、B C Pの課題を洗い出し、見直しや改善を行い、B C Pの更新を行う。

訓練から導き出された課題について、訓練に参加した指導員も交えて話し合い、課題の解決方法を検討することが重要である。検討した内容をB C Pに盛り込むことにより、事前の対策で不足していた事項の改善を行い、B C Pを継続的に改善していく。



災害の種類	訓練内容	BCP の点検・見直しポイント
地震 日中の発生	・地震発生時の安全確保 ・安否確認 ・避難訓練（安全ゾーンや避難所への移動） ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練	・安全確保：安全確保行動がとれたか ・安否確認：利用児童と指導員の安否確認方法は適切か ・防災組織の確認：非常時の役割と分担が適切か ・連絡先一覧：連絡先の過不足の確認 ・連絡フロー確認：適切なフローか・保護者との連絡方法：スムーズに連絡がとれたか ・避難方法の検討：児童の状況に応じた避難方法ができたか ・避難場所・避難経路確認：児童の避難に適切な避難場所・避難経路か ・備品・非常持ち出し品の過不足：安全確保や避難時に備品や持ち出し品が足りていたか
地震 指導員の少ない夕方や朝	・地震発生時の安全確保 ・安否確認 ・避難訓練（安全ゾーンや避難所への移動） ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練	上記の「地震：日中の発生」と同様。
地震に伴う 火災発生	・火災発生時の避難訓練 ・消火訓練 ・関係各所・保護者との連絡訓練	上記の「地震：日中の発生」に記載の事項以外に ・初期消火ができたか ・火災時の避難行動が適切か
風水害 台風	・大型台風による水害（近隣の川の氾濫）の避難訓練 ・安否確認 ・保護者との連絡訓練 ・関係各所との連絡訓練 ・屋外の片づけ	上記の「地震：日中の発生」に記載の事項以外に ・適切な場所（浸水に備えて児童クラブ内の高い場所・適切な避難場所）へ避難できたか ・避難場所・避難経路確認：台風による大雨や強風時に児童が移動可能な避難場所・避難経路か